

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>本県は、名だたる戦国武将が活躍し、数々の歴史の転換点となってきた地であることから、これまで「戦国のメインステージ岐阜」をテーマに、県内戦国・武将関係の観光資源の魅力発信に取り組んできた。</p> <p>3大都市圏で開催されるイベントへの出展やプロモーション活動の実施を通じて、岐阜県戦国・武将観光の魅力を直接的に消費者へPRすることにより、新規ファン及びリピーターの獲得につなげ、関ヶ原古戦場や、東美濃の山城、岐阜城、大垣城、郡上八幡城、関の刃物など、県内の武士道をはじめとした戦国・武将関係の観光資源及び周辺観光地への誘客の促進を図る。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業における本県の戦国・武将観光推進のためのイベントへの出展やプロモーション活動の実施については、出展内容やPR手法によって効果に大きく差が出るため、事業者には費用対効果、事業効果を勘案して実施内容を決定することが求められる。</p> <p>このため、単なる価格競争とするのではなく、具体的な提案に基づき、集客効果の高い手法のノウハウやPRスキルの有無、実施計画の有効性などの適格性を総合的に判断して事業を遂行する必要がある。</p> <p>以上のことから、「一般公募型プロポーザル」により広く企画提案を募集し、優秀な評価を得た者を委託事業者として選定する随意契約を行うことが必要である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>令和8年4月13日に開催した戦国・武将観光PRキャラバン等運営業務委託プロポーザル評価会議の結果、各構成員の評価点の合計が基準点(198点/330点)を上回り、かつ、各構成員の総評価点に基づき算出した順位点の合計が最も低かった日本イベント企画株式会社を最優秀提案者とし、契約交渉の相手方として決定した。</p>